

理由書

太田都市計画公園 3・3・7号西新町南公園は、昭和50年12月2日に都市計画決定され、野球やサッカーを楽しめる近隣公園として、市民から親しまれてきた。また、太田都市公園 3・3・16号備前島公園は平成11年11月12日に都市計画決定され、住民の「やすらぎ」と「健康」をはぐくむ自然空間があり、テーマ別に見晴らしの丘広場、親水植物エリア、緑の遊々広場、多目的広場と大きく4つの特徴を持つ近隣公園として、市民から親しまれてきた。

太田市では、当市の掲げる太田市公共施設等総合管理計画における公共施設の管理に関する基本的な方針として、計画的に統廃合や用途変更等を検討し、持続可能なサービスの提供を図ると定めており、その一環として太田市スポーツ施設ストック適正化計画、及びスポーツ施設再編計画（都市公園編）が定められている。

太田市スポーツ施設ストック適正化計画では、太田市総合体育館の建設に伴い令和3年度に廃止となった運動公園サブグラウンド、並びに今後の廃止計画にあるサン・スポーツランドグラウンド、及び西新町南公園の再整備（統合）先として「備前島公園」への機能併設を計画している。

スポーツ施設再編計画（都市公園編）では、「西新町南公園」の廃止に併せ、同公園の機能の代替および集約化を目的として「備前島公園」の拡張を計画している。

今回、これらの計画に基づき、都市機能の集約による行政サービスの効率化かつ、複合的な利用による公園機能の強化を図るため、西新町南公園の廃止とそれに伴う備前島公園の区域の変更を行うものである。